

「まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法第10条に基づく報告の徴収について（外国まき網船が漁獲した冷凍まぐろ類に関する報告）」
 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	現行（農林水産省指令28水管第456号）
<p>農林水産省指令 <u>29水管第2886号-3</u></p> <p>住所 会社名 代表者名</p> <p><u>まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法第10条に 基づく報告の徴収について（外国まき網船が漁獲した冷凍まぐろ類 に関する報告）</u></p> <p>まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法(平成8年法律第101号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、外国船籍のまき網漁船によって漁獲されたまぐろ類について、下記のとおり必要な報告を求めることとしたので、農林水産大臣宛てに提出されたい。</p> <p><u>なお、「まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法第10条に基づ く報告の徴収について」(平成28年6月1日付け農林水産省指令28水管第4 56号)は平成30年4月1日付けで廃止するので、御了知ありたい。</u></p> <p>平成 <u>30</u>年 <u>3</u>月 <u>6</u>日</p> <p>農林水産大臣</p>	<p>農林水産省指令28水管第456号</p> <p>住所 会社名 代表者名</p> <p>まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法(平成8年法律第101号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、外国船籍のまき網漁船によって漁獲されたまぐろ類について、下記のとおり必要な報告を求めることとしたので、農林水産大臣あてに提出されたい。</p> <p>平成 <u>28</u>年 <u>6</u>月 <u>1</u>日</p> <p>農林水産大臣</p>

記

1. (略)

2. 報告の内容

平成30年4月1日以降、外国船籍のまき網漁船（関税法基本通達（昭和47年3月1日付け蔵関第100号財務省関税局長通達）2-6のただし書きの水産庁長官の証明を受けている漁船を除く。）によって漁獲された冷凍のめばちまぐろ、きはだまぐろその他のまぐろ（びんながまぐろを除く。）及びめかじきその他のかじき（以下「冷凍まぐろ類」という。）を我が国に輸入する場合には、次の（1）から（2）までに掲げる事項について、農林水産大臣宛てに報告することとする。

また、（3）の事項については、農林水産省指令29水管第2886号によって報告を求める「冷凍まぐろ類を輸入した場合の報告書」の提出の際に、当該事項が確認できる検量証明書を添付することにより、この報告を行うものとする。

（1）～（3） (略)

3. 報告の提出時期又は提出期限

2（1）及び（2）に関する報告については、平成30年3月6日付け輸入注意事項30第3号又は平成30年3月6日付け輸入注意事項30第2号に基づき農林水産大臣の確認書（以下「確認書」という。）の交付を申請する際に、次の各号に掲げる事項について別紙様式により農林水産大臣宛てに報告することとする（正本1部、写し2部）。

確認書の交付の申請をNACCS(Nippon Automated Cargo and Port Consolidated

記

1. (略)

2. 報告の内容

平成28年6月4日以降、外国船籍のまき網漁船（関税法基本通達（昭和47年3月1日付け蔵関第100号財務省関税局長通達）2-6のただし書きの水産庁長官の証明を受けている漁船を除く。）によって漁獲された冷凍のめばちまぐろ、きはだまぐろその他のまぐろ（びんながまぐろを除く。）及びめかじきその他のかじき（以下「冷凍まぐろ類」という。）を我が国に輸入する場合には、次の（1）から（2）までに掲げる事項について別紙様式により、（2）⑦の記載内容が確認できる書類を添えて農林水産大臣宛てに報告することとする。

また、（3）の事項については、農林水産省指令28水管第456号によって報告を求める別紙様式2の提出の際に、当該事項が確認できる検量証明書を添付することにより、この報告を行うものとする。

（1）～（3） (略)

3. 報告の提出時期又は提出期限

2（1）及び（2）に関する報告については、平成15年10月24日付け輸入注意事項15第45号「輸入公表三の7に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について」の2の（4）の「正規許可船リスト対策又は正規蓄養場リスト対策に反しない貨物であることを証する水産庁の確認書」の発行を水産庁に申請する際に、また、2（3）に関する報告については、輸入した日から10日以内に提出するものとする。

System) 貿易管理サブシステムにより電子申請で行う場合には、添付書類として別紙様式の写しを提出することとする。また、別紙様式の「電子申請番号」欄に電子申請番号を記入したものを、農林水産省指令29水管第2886号に基づく「冷凍まぐろ類を輸入した場合の報告書」と併せて4に従い提出することとする(郵送も可とする)。

また、2(3)に関する報告については、輸入した日から10日以内に4に従い提出することとする(郵送も可とする)。

4. 報告の提出先

報告書は水産庁資源管理部漁業調整課海洋漁業資源管理班に提出するものとする。

(郵送先)

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1

水産庁資源管理部漁業調整課海洋漁業資源管理班

電話：03-3502-8111(内線6710)

FAX：03-3591-5824

附則

この指令書は、平成30年4月1日から施行する。

4. 報告の提出先

水産庁資源管理部漁業調整課海洋漁業資源管理班

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話：03-3502-8111(内線6710)

FAX：03-3591-5824

(新設)

(別紙様式)

(別紙様式)

外国まき網船が漁獲した冷凍まぐろ類に関する報告書

農林水産大臣 殿

住所 _____

輸入業者及び代表者名 _____
Ⓜ (署名をした場合は押印を省略することができる。)

記入者名 _____ TEL _____

報告年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 FAX _____

以下のとおり報告します。

【電子申請の場合:電子申請の受付番号 _____】

(1) 漁船情報						
漁船名		船籍国		RFMO 登録番号		
(2) 航海期間						
(3) 漁獲時期	(4) 漁獲海域		(5) 群れの型	(6) 操業日数	(7) 操業回数	
	外国等水域	公海等				
(8) 航海期間中の魚種別・サイズ別漁獲量 【トン単位で記載する】						
①メバチ						
~1.4kg	1.4~1.8kg	1.8~3.4kg	3.4~9kg	9kg~	その他	小計
()	()	()	()	()	()	()
②キハダ						
~1.4kg	1.4~1.8kg	1.8~3.4kg	3.4~9kg	9kg~	その他	小計
()	()	()	()	()	()	()
③カツオ						
~1.4kg	1.4~1.8kg	1.8~3.4kg	3.4~9kg	9kg~	その他	小計
()	()	()	()	()	()	()
④ソウダガツオ		⑤ビンナガ		⑥その他魚種		⑦全魚種合計

注1 当該冷凍まぐろ類を漁獲した漁船の使用者又は所有者によって作成された、上記(1)~(8)の内容を確認できる書類を別紙として提出する場合には、(1)~(8)の記載を省略することができる。

注2 操業日数及び操業回数については、漁獲時期、漁獲海域又は群れの型ごとに記載すること。

注3 漁獲海域については、外国等水域(内水、領海、EEZを含む。)の場合は国等の名前を、公海等の場合はMED(地中海)、AT(大西洋)、IN(インド洋)、PE(東部太平洋)、PCW(中西部太平洋)のいずれかを記入すること。

注4 群れの型は、FADs、鮫つき、鰯つき、素群、その他のいずれかを記入すること。

注5 航海期間中の魚種別・サイズ別漁獲量について、様式に記載のサイズ区分と異なるサイズ区分を用いる場合は、カッコ内に当該サイズ区分を記入すること。

(別紙様式)

(別紙様式)

外国まき網船が漁獲した冷凍まぐろ類に関する報告書

農林水産大臣 殿

住所 _____

輸入業者及び代表者名 _____
Ⓜ (署名をした場合は押印を省略することができる。)

記入者名 _____ TEL _____

報告年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 FAX _____

以下のとおり報告します。

(1) 漁船情報						
漁船名		船籍国		RFMO 登録番号		
(2) 航海期間						
(3) 漁獲時期	(4) 漁獲海域		(5) 群れの型	(6) 操業日数	(7) 操業回数	
	外国等水域	公海等				
(8) 航海期間中の魚種別・サイズ別漁獲量						
①メバチ						
~1.4kg	1.4~1.8kg	1.8~3.4kg	3.4~9kg	9kg~	その他	小計
()	()	()	()	()	()	()
②キハダ						
~1.4kg	1.4~1.8kg	1.8~3.4kg	3.4~9kg	9kg~	その他	小計
()	()	()	()	()	()	()
③カツオ						
~1.4kg	1.4~1.8kg	1.8~3.4kg	3.4~9kg	9kg~	その他	小計
()	()	()	()	()	()	()
④ソウダガツオ		⑤ビンナガ		⑥その他魚種		⑦全魚種合計

注:

- ・操業日数及び操業回数については、漁獲時期、漁獲海域又は群れの型ごとに記載すること。
- ・漁獲海域については、外国等水域(内水、領海、EEZを含む。)の場合は国等の名前を、公海等の場合はMED(地中海)、AT(大西洋)、IN(インド洋)、PE(東部太平洋)、PCW(中西部太平洋)のいずれかを記入すること。
- ・群れの型は、FADs、鮫つき、鰯つき、素群、その他のいずれかを記入すること。
- ・航海期間中の魚種別・サイズ別漁獲量について、様式に記載のサイズ区分と異なるサイズ区分を用いる場合は、カッコ内に当該サイズ区分を記入すること。